

菰野町保健福祉センター軽飲食提供事業者募集 プロポーザル審査要領

1 審査方法

- (1) 候補者選定のための審査を厳正かつ公正に行うため、菰野町保健福祉センター軽飲食提供事業者募集に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査を実施して候補者を選定する。
- (2) 審査は、事業者から提出された「菰野町保健福祉センター軽飲食提供事業者募集に関する企画提案書」（以下「提案書」という。）を基に行う。
- (3) 各委員が、2に定める評価基準に基づき提出された提案書について審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

2 審査基準

評価対象	判断基準	配点
基本方針	軽飲食を提供する上での基本方針やコンセプトについて	10
基本事項	従業員の配置体制や責任体制について	15
	営業日・営業時間について	
	利用者からのクレーム・要望への対応について	
提案メニュー及び価格	提供を予定しているメニューの種類及び価格について	20
提案メニューの特徴	カロリーや塩分、コレステロール等の栄養面の配慮について	15
	食欲増進や食べやすさの工夫について	
	菰野町産の食材の利用（地産地消）について	
業務実績	飲食店等の同種業務の実績・経験について	10
アピールポイント	地域福祉の推進や世代間交流の促進、地産地消による地域経済の活性化、高齢者や障がい者の就労支援の取組等について	30
評価点合計		100

3 候補者特定方法

候補者特定方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）とし、得点が最も高い者を候補者とする。なお、提案者が1者の場合でも審査を実施するが、評価点の合計が60%に満たない場合は採択しない。

4 失格事項

本提案者又は提出された提案書が、以下のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

5 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに電子メールで通知する。

6 その他の留意事項

- (1) 提出期限後における応募申込書、経歴書、提案書の差替え、訂正及び再提出は認めないものとする。なお、当町から応募申込書類及び提案書等の提出後に、必要に応じて説明又は追加資料の提出を求める場合はこの限りではない。
- (2) 本手続きにおいて提出した書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募申込書類、経歴書、提案書を無効にする場合がある。